

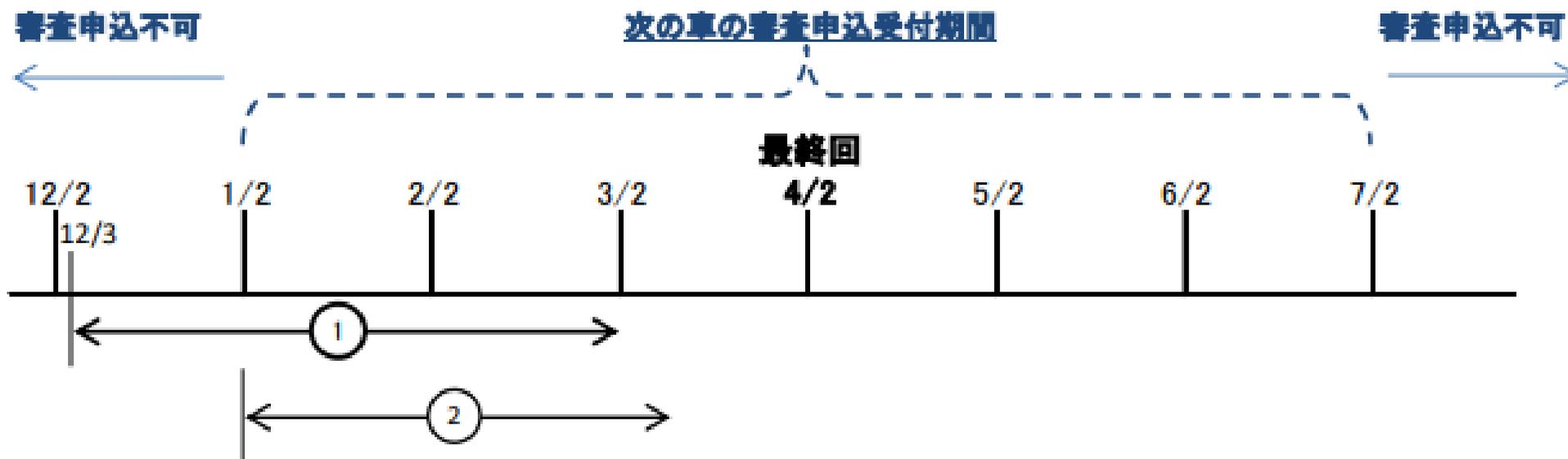
最終回支払日の前後3カ月以内に次の基幹職車両購入制度のお申し込みをお願いします。

※3ヶ月以上前、または3ヶ月を経過してからのお申込はできません。

※海外赴任からの帰国後は、帰任発令日を基準に3年以内とします。

契約中の最終回支払日が到来する前に新車両を納車する場合は、最終回支払日3カ月前のお支払い分から早期完済ができます。

(例) 最終回支払が4月2日の場合、**1月2日～7月2日**までが新車両のお申し込み可能期間



<最終回支払方法>

①早期完済（車両買取）

- ・ 最終回支払の3ヶ月前のお支払分（1/2支払分以降）から早期完済が可能です。
→ 最終回支払日から4ヶ月前の支払日翌日（12/3）から受付可能です。
→ 4ヶ月前の支払日以前分から早期完済すると、制度が継続利用できなくなります。

②車両返却

- ・ 車検満了日までに返却（通常最終回の1ヶ月以内）してください。
- ・ 返却をご選択の場合は、返却車両をもって最終回の支払金があったものとします。
- ・ その場合でも、最終回1ヶ月前までの毎月のお支払いは継続となります。
- ・ 特約条項精算金が生じた場合、別途精算が必要です。